



事務連絡
平成23年4月7日

日本産科婦人科学会会長 殿

財務省主計局
給与共済課長 重藤 哲郎

東日本大震災及び長野県北部の地震の被災に伴う出産費等
の受取代理制度の受取代理人変更の取扱いについて

東日本大震災及び長野県北部の地震による被災に伴う出産費等（出産費及び家族出産費をいう。以下同じ。）の受取代理制度（以下「受取代理制度」という。）における受取代理人の変更に関する取扱いについては、当分の間、下記のとおり取り扱うこととするので、貴関係機関、団体等に対し、周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 受取代理人変更届について

「「出産費等の受取代理制度」実施要綱」（平成23年2月28日付財計第405号）（以下「実施要綱」という。）に定められた受取代理人変更等届への記載について、変更前の受取代理人である医療機関等（以下「変更前医療機関等」という。）が被災地域に所在しており、連絡が取れない場合には、変更前医療機関等の所在地、名称、押印、連絡先については、省略して差し支えないこと。ただし、受取代理人変更届の余白に、被災のため変更前医療機関等に連絡が取れない旨記載すること。

なお、受取代理人変更届によらず、申請の取下げ及び変更後の医療機関等を受取代理人とする新たな申請がなされた場合には、出産後であっても、受取代理制度に準じて取り扱って差し支えないこと。

2 出産費用請求報告書について

1の場合には、変更前医療機関等から変更後の受取代理人である医療機関等（以下「変更後医療機関等」という。）に対して、実施要綱に定める受取代理申請受付通知書を送付することは困難であるため、変更後医療機関等は、出産費用請求報告書の作成に当たって、国家公務員共済組合（以下「共済組合」という。）に連絡し、附加給付金相当額を含む出産費等の支給額（代理受領することができる額の上限）を確認すること。

3 受取代理制度導入届未提出医療機関等について

出産費等の医療機関等への直接支払制度及び受取代理制度のいずれも導入していない医療機関等において急遽出産することとなった場合であっても、被災した妊婦等の希望に応じて、医療機関等は、共済組合に受取代理制度の利用の可否を確認の上、個別に受取代理制度を利用することも差し支えないこと。